

# 資料：長期療養者

## 長期休養者等にかかる指導区分について

(平成30年11月30日)

No.	変更年月日	指導区分	事業場	年齢	性別	病名	経過
2	平成28年5月25日	A	環境部	39歳	女	適応障害	平成28年5月25日 から 休職療養中
3	平成29年2月7日		本庁	59歳	男	筋萎縮性側索硬化症	平成29年2月7日 から 休職療養中
4	平成29年10月1日		本庁	56歳	男	統合失調症	平成29年10月1日 から 休職療養中
5	平成29年12月14日		本庁	43歳	男	躁うつ病	平成29年12月14日 から 休職療養中
6	平成30年6月11日		本庁	37歳	男	抑うつ状態	平成30年6月11日 から 休職療養中
7	平成30年7月16日		本庁	31歳	男	反応性抑うつ状態	平成30年7月16日 から 休職療養中
8	平成30年8月2日		本庁	31歳	男	うつ病	平成30年8月2日 から 休職療養中
9	平成30年8月23日		消防	30歳	男	うつ病	平成30年8月23日 から 休職療養中
10	平成30年9月12日		本庁	32歳	女	神経性やせ症(拒食症)	平成30年9月12日 から 休職療養中
11	平成30年9月16日		市民病院	56歳	女	うつ病	平成30年9月16日 から 休職療養中
12	平成30年9月22日		消防	29歳	男	抑うつ状態	平成30年9月22日 から 休職療養中
13	平成30年11月11日		建設部	30歳	男	うつ状態	平成30年11月11日 から 休職療養中
14	平成30年11月22日		本庁	28歳	女	心身症	平成30年11月22日 から 休職療養中
15	平成25年3月1日		B2	本庁	48歳	女	適応障害
16	平成27年6月1日	上下水道局		50歳	男	うつ病	平成27年6月1日 から 復職通院中
17	平成27年11月1日	福祉		29歳	女	自律神経失調症、 うつ状態	平成27年11月1日 から 復職通院中
18	平成28年2月15日	福祉		24歳	女	適応障害	平成28年2月15日 から 復職通院中
19	平成28年11月1日	本庁		54歳	男	うつ病	平成28年11月1日 から 復職通院中
20	平成29年2月1日	本庁		50歳	男	うつ状態	平成29年2月1日 から 復職通院中
21	平成29年2月1日	本庁		45歳	男	気分障害	平成29年2月1日 から 指導区分変更(Cより)
22	平成29年2月27日	上下水道局		46歳	男	社交不安障害	平成29年2月27日 から 復職通院中
23	平成29年3月1日	福祉		57歳	女	抑うつ状態	平成29年3月1日 から 復職通院中
24	平成29年5月23日	市民病院		38歳	男	うつ病	平成29年5月23日 から 指導区分変更(一より)
25	平成30年3月1日	本庁		29歳	女	抑うつ状態	平成30年3月1日 から 指導区分変更(一より)
26	平成30年9月1日	本庁		43歳	男	うつ病	平成30年9月1日 から 復職通院中
27	平成7年12月1日	B3	上下水道局	57歳	男	急性硬膜下血腫後遺症	平成7年12月1日 から 復職通院中
28	平成20年3月1日		市民病院	51歳	女	全身性エリテマトーデス	平成20年3月1日 から 復職通院中
29	平成22年6月8日		教育委員会	57歳	男	抑うつ状態	平成22年6月8日 から 指導区分変更(B2より)
30	平成25年5月14日		環境部	49歳	男	双極性感情障害(I型)	平成25年5月14日 から 指導区分変更(B2より)
31	平成26年2月12日		教育委員会	47歳	女	慢性疲労症候群	平成26年2月12日 から 指導区分変更(B2より)
32	平成27年7月10日		本庁	34歳	男	適応障害	平成27年7月10日 から 指導区分変更(Dより)
33	平成28年6月1日		本庁	27歳	女	抑うつ状態	平成28年6月1日 から 指導区分変更(B2より)
34	平成28年8月1日		市民病院	26歳	女	ホジキンリンパ腫	平成28年8月1日 から 復職通院中
35	平成30年4月1日		市民病院	52歳	女	もやもや病	平成30年4月1日 から 指導区分変更
36	平成30年7月17日		教育委員会	48歳	男	うつ病	平成30年7月17日 から 指導区分変更(Cより)

(年齢についてはH30.4.1現在の年齢)

## 指導区分及び事後措置の基準

病勢	指導区分	事後措置の基準	
診療を必要とし、かつ、勤務をさせない必要があるもの	要休養者 A	療養のための休暇を取るよう指導し、又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定に基づく休職の方法により休養若しくは療養のために必要な期間勤務させない。	
診療又は経過観察を必要とし、かつ、正規の勤務時間の軽減を含む勤務制限を必要とするもの	養護者 B <sub>1</sub>	1 必要に応じ一定の時間正規の勤務時間を軽減する。 2 時間外勤務命令及び夜間勤務命令を発しない。 3 宿泊を伴う旅行命令を発しない。 4 病勢が悪化するおそれのある環境において勤務する者にあつては、良好な環境において勤務できるように努める。 5 疲労度の高い業務に勤務する者にあつては、適宜休暇を与え、又は当該業務内容の緩和若しくは業務の変更、勤務場所の変更の方法により勤務を軽減する。	
診療又は経過観察を必要とし、かつ、勤務制限を必要とするもの		B <sub>2</sub>	1 時間外勤務命令及び夜間勤務命令を発しない。 2 5日以上の期間にわたる宿泊を伴う旅行命令を発しない。 3 病勢が悪化するおそれのある環境において勤務する者にあつては、良好な環境において勤務できるように努める。 4 疲労度の高い業務に勤務する者にあつては、適宜休暇を与え、又は当該業務内容の緩和若しくは業務の変更、勤務場所の変更の方法により勤務を軽減する。
診療又は経過観察を必要とし、かつ、軽度の勤務制限を必要とするもの		B <sub>3</sub>	1 夜間勤務命令を発しない。 2 時間外勤務命令は、1日につき2時間、1週間について6時間を超えて発しない。また、週休日についても時間外勤務命令を発しない。 3 10日以上期間にわたる宿泊を伴う旅行命令を発しない。 4 病勢が悪化するおそれのある環境において勤務する者にあつては、良好な環境において勤務できるように努める。 5 疲労度の高い業務に勤務する者にあつては、適宜休暇を与え、又は当該業務内容の緩和若しくは業務の変更、勤務場所の変更の方法により勤務を軽減する。
診療又は経過観察を必要とするが、勤務はほぼ平常に行つてよいもの	要観察者 C	疲労度の著しく高い業務に勤務する者にあつては、適宜休暇を与え、又は当該業務内容の緩和、若しくは業務の変更に努める。	
勤務は全く平常に行つてよいが、自己の健康に留意を要するもの	健康注意者 D		